



記載)又はフアッククスにはて質疑をを行うこと。当日までの質  
 疑をと取りまめ、回の答は入札説明書受領者全員に對してより  
 入札説明、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、  
 同様に對し、質疑の内容に個人に関する情報であつて特定の個  
 人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害せ  
 ざるおそれのある記述がある場合は、当該箇所を伏せ  
 又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答すること

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)及び(6)を証明する証明  
 書等提出しななければならない。  
 3. ①に同じ。  
 令和3年6月1日 12時00分  
 入札書及び証明書等は、上記日時まで提出。  
 開札は、証明書等の審査に合格した者の入札書のみ下記6.  
 (2)にて行う。

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所
- (2) 開札の日時及び場所

令和3年6月10日 12時00分  
 3. ①に同じ。  
 令和3年6月10日 14時30分  
 長崎県長崎市多良町1551-8  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 長崎庁舎 小会議室

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。  
 免除。  
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。  
 要。  
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
 ※注2  
 法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を  
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約  
 締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当  
 機構における最終職名

が再就職していること又は課長相  
 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等  
 ※注1 として  
 の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
 ※注2  
 国立研究開発法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
 法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産総合研究センターを含まず。名称を有する  
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を  
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募又は契約の締結を、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件 名 マイワシ等の水晶体の安定同位体比分析業務
2. 業務目的 本業務は、対馬暖流域における小型浮魚類(マイワシ等)の発生海域を推定するため、水晶体中心部の同位体比を分析することを目的とする。
3. 試 料 1, 500検体
4. 納入場所 長崎県長崎市多以良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
5. 履行期限 令和4年2月25日
6. 業務内容
  - 1) 試料等の確認  
請負業者は試料受領後、速やかに試料と試料一覧表を照合し、試料の状態等について確認を行い、担当職員へ受領した旨を連絡する。試料と試料一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、取扱いについて担当職員と協議する。
  - 2) 元素分析・安定同位体比分析  
試料は分析用スズ箔に封入された状態で送付する。含まれる炭素(C)および窒素(N)量を有効数字2桁以上で測定する。また、連続フロー型同位体比質量分析計で試料の炭素と窒素の安定同位体比を測定する。分析精度は標準試料を連続5回分析した際の標準偏差で判断し、 $\delta^{13}\text{C}$ は0.1%以内、 $\delta^{15}\text{N}$ は0.2%以内とする。分析精度の確認は試料の測定日ごとに1回以上おこなう。また、分析中のドリフトを試料10検体毎に標準試料を分析する。標準物質の測定結果は全て成果品に記載すること。
  - 3) 成果品提出  
以下(A)と(B)の両方を成果物として担当職員宛に送付する。送付方法はE-mailが望ましいが、ファイルサイズが大きい場合はDVD等の郵送でも良い(送付時の送料は請負業者負担とする)。  
(A) 各試料および標準物質の炭素量・窒素量、炭素・窒素の安定同位体比の測定値を表形式(エクセル等)に整理した電子ファイル。  
(B) 測定の生データ(クロマトピークデータ等)
7. その他
  - 1) 業務に必要な消耗品等は請負業者にて準備すること。
  - 2) 成果品ファイルは必ずウイルスチェックを行うこと。
  - 3) 仕様書に反する成果品が提出された、分析結果が当所でのクロスチェック結果と大きく異なった等、分析の不備が疑われる場合には再分析を求めることがある。
  - 4) 作業内容は必ず担当職員と打ち合わせを行い、合意を得たうえで作業を進めること。
  - 5) 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行うこと。
  - 6) 業務で知り得た情報について、第三者への開示をしないこと。